

随意契約可能物件のご案内

独立行政法人労働者健康安全機構（以下「当機構」という。）が所有する下記不動産の売却について、随意契約可能物件（申込み先着順で受け付ける物件）のご案内（募集）をいたします。

令和2年11月20日

独立行政法人労働者健康安全機構

契約担当役 理事 代田 雅彦

1 随意契約可能物件

- (1) 売 払 物 件 秋田労災病院「駐車場用地」土地等
- (2) 物 件 概 要 別途、交付する「物件概要書」（詳細版）による
- (3) 最低売却価格 金6,740,000円
- (4) 受 付 期 間 令和2年11月20日から令和3年3月31日まで
(最終日の受付は16時まで（郵送による受付を含む）)
- (5) 受付及び問合せ窓口
物件概要書（詳細版）及び買受け申込書等の交付及び買受け申込書等の提出先は、次に記載の売却業務窓口とする。

〒211-0021

神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1 労働者健康安全機構 管財班

電 話 044-431-8635（直通）

- (6) 買受申込書の様式については、任意のものとする。
- (7) 買受申込書等の提出について
 1. 令和3年3月31日（水）16時00分までに上記指定売却窓口に出渡されたものであり、記入漏れ等の不備のない状態で提出され受理をされた時を受理日とする。
 2. 買受け見積書に記載する金額については、上記（3）に記載の最低売却価格以上の金額であり、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含む金額を記載すること。なお、売買契約書に記載する消費税及び地方消費税相当額については、当機構が算定した消費税及び地方消費税相当額とする。

2 買受け申込資格次に掲げる条件を満たしている者であること。

なお、申込後であっても、買受け申込の資格がなかったことが判明した場合には、当該者の行った買受け申込は無効とする。また、売却対象不動産を2者以上で共同して購入する場合は、共同して購入する者すべてについて次の条件を満たす必要がある。

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)に基づくところの暴力団及びその構成員、準構成員並びにその関係者に該当しない者であること。
- (4) 「破壊活動防止法」(昭和27年法律第240号)に基づくところの破壊的団体及びその構成員に該当しない者であること。
- (5) 売却対象不動産の鑑定評価実施者及び鑑定評価実施者が対象物件の売買契約の媒介を行い、若しくは代理人となっている買受者に該当しないこと。
- (6) その他、当機構が不相当と認めた者でないこと。

3 その他

- (1) 契約手続で使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 買受け申込の無効
買受け申込みに必要な資格のない者のした申込み、各物件とも最低売却価格に達しない買受け金額を記載した買受け見積書であったもの
- (4) 契約書作成の要否 契約書作成は要。
- (5) 買受け者(随意契約者)の決定
受付期間内において、買受申込資格を有しており、また買受け申込書等の記載内容が有効なもの且つ買受け見積書の金額が最低売却価格以上の記載であり、申込み先着順位が第1位で売却業務窓口に受理された買受け申込書等を提出した者を買受け者(随意契約者)と決定する。なお、決定日は当機構より発行する随意契約決定通知書に記載した日とする。
- (6) 買受け申込書等提出後の申込者からの随意契約の辞退は不可。随意契約決定後に契約締結を行わない場合には、違約金として買受け見積書記載の随意契約決定額の10%を納めること。
- (7) 契約締結又引渡しまでの流れは、別紙スケジュールによるものとする。)

【随意契約スケジュール】

物 件 名： 秋田労災病院「駐車場用地」土地等

最低売却価格： 6,740,000円

事 項	年 月 日 等
1 随意契約のご案内等関係書類の配布 期間	令和2年11月20日(金) ～令和3年3月31日(水)16時まで
2 (現地内覧会)	原則、実施しない(希望有の場合は、売却窓口に応相談)
3 買受け申込書等(買受け申請書を含む。)の提出期間(受領期間)	令和2年11月20日(金) ～令和3年3月31日(水)16時00分まで
4 不動産売買契約書の締結・重要事項の説明	随意契約決定日の翌日から起算して10日以内 (土日祝日を除く)
5 売買契約締結日	当機構契約担当役が契約書に記名押印した日
6 売買代金の納入期限	原則、売買契約締結の日の翌日から起算して10日以内 (土日祝日を除く)
7 決済・本物件の引渡し	当機構が売買代金の全額が納付されたことを確認した後 (土日祝日を除く)